

条件付一般競争入札公告

下記工事について、条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき、下記のとおり公告する。

平成24年11月13日

豊郷町長 伊藤 定勉

1 工事概要

- (1) 工事名 平成24年度 工事第026号
豊栄のさと大規模改修工事

（以下「対象工事」という。）

- (2) 工事場所 豊郷町 四十九院1252 豊栄のさと

- (3) 工期

契約締結日 から 平成25年 8 月30日(金)

- (4) 工事概要

建築工事
電気設備工事
機械設備工事

- (5) 予定価格（入札比較価格）

157,500,000円（150,000,000円税抜）

2 入札参加に必要な資格に関する事項

対象工事の入札に参加しようとする者（以下「入札参加申請者」という。）は、次に掲げる要件のすべてに該当しなければならない。なお、資格要件の基準日（以下「基準日」という。）は、入札公告の日とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 平成23・24年度豊郷町競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）の次のとおり記載されている者（共同企業体方式は行わない。）
- ア 登録における工事種別が「建築一式工事」である者
- イ 登録における契約事務所の所在が「滋賀県内」である者
- (3) 豊郷町内の者（支店、営業所等を置く者を含む。）においては、平成24年度審査事項評点等が次のとおりの者。なお、豊郷町内に本社を置く者および支店、営業所等を置く者を町内業者という。ただし、資格者名簿に新規に登録されて1年を経過しない者は町内業者に含めない。
- ア 建設工事の種類 建築一式工事
- イ 審査事項評点 850点以上
- (4) 豊郷町外の者（以下「町外業者」という。）においては、基準日において1年7月を経過（通知日）しない最も新しい経営規模等評価結果通知書が次のとおりの者。町外業者とは、町内業者以外の者をいう。
- ア 建設工事の種類 建築一式工事
- イ 総合評定値(P) 950点以上
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがされている者または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始

の決定を受けた者を除く。）、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者または会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別精算開始の申立てがなされている者もしくは銀行取引停止処分がなされている者でないこと。

- (6) 町内業者以外の者においては、基準日前10年間に、発注の次に掲げる要件の工事について、元請けとして（企業体の場合にあっては代表者として）完成させた実績を有する者

ア 建築一式工事で 請負契約額 1億5千万円以上の工事

- (7) 次に掲げる要件を満たす主任技術者または監理技術者を対象工事に専任で配置できること。なお、届出のあった技術者は原則、変更することはできない。

また、現場における配置予定技術者の届出は複数を認めない。

ア 一級建築施工管理技士、またはこれらと同等以上の資格を有し、かつ、監理技術者の資格を有すること。

イ 基準日前10年間に1億5千万円以上の建築一式工事に主任技術者もしくは監理技術者として従事した経験を有すること。

- (8) 滋賀県建設工事等入札参加停止基準（平成7年4月1日制定）および豊郷町建設工事等入札参加停止基準（平成23年告示第19号）に基づき入札参加停止の措置を講じられている期間中でない者。

- (9) 対象工事に係る設計業務等の受託者または当該受託者と資本もしくは人事面において関連がある建設業者（注1）でないこと。

（設計業務の受託者：（株）込山建築設計事務所）

注1： 当該受託者と資格もしくは人事面において関連のある建設業者とは、当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、またはその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者もしくは建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者をいう。

- (10) 建築一式工事について建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による許可を有すること。

3 入札参加資格申請

入札参加申請者は、次に掲げる書類（以下「技術資料」という。）を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。なお、期限までに技術資料を提出しない者および入札参加資格がないと認められた者は、本入札に参加できない。また、入札参加資格があると認めた者であっても、入札期日に資格要件を満たしていないときは、入札に参加することができない。

- (1) 条件付一般競争入札参加資格審査申請書
(2) 経営規模等評価結果通知書の写し（基準日の1年7月前の日以降の日を審査基準日とするもので最新のもの）。ただし、町外業者に限る。

- (3) 現場代理人および主任技術者または監理技術者調書等（別紙1）

ア 上記調書には、配置予定の現場代理人、主任技術者または監理技術者名を記入し、これらの者の免許等の写しならびに直接的かつ恒常的に雇用関係にあることを証するもの（健康被保険者証または社会保険標準月額決定通知書等）の写しを添付すること。

- (4) 工事实績調書（別紙2）

ア 調書には、資格要件の工事を施工し、完成させた実績が確認できる資料を添付のこと。

4 入札参加資格審査等

- (1) 技術資料の提出があった者の中から要件を審査し、対象工事の競争入札に参加できる者（以下「入札参加者」という。）を選定する。

- (2) 技術資料を提出した者のうち、対象工事の入札に参加できない者のみにその理由を付して書面により通知（以下「入札参加不適格通知」という。）する。

- (3) 入札参加不適格通知は、平成24年11月29日（木）に通知（FAX）する。

5 技術資料の提出等

技術資料の提出は次のとおりとする。

(1) 提出期間、提出場所および方法

ア 期間

平成24年11月13日（火）から平成24年11月27日（火）まで（土曜日、日曜日および祝日を除く。）の午前9時から正午までおよび午後1時から午後5時まで

イ 場所

滋賀県犬上郡豊郷町石畑375番地
豊郷町役場総務企画課（別館2階）
電話0749-35-8112（直通）

ウ 方法

持参のみ（郵送または電送は受け付けない。）

エ 提出書類の作成等

技術資料は指定様式で作成し、すべてを1冊に袋とじする（申請書表、封印箇所に押印）。

オ 提出部数

1部

カ その他

技術資料の作成および提出に係る費用は、入札参加申請者の負担とする。

技術資料は、豊郷町ホームページ（<http://www.town.toyosato.shiga.jp/>）に掲載

6 設計図書の閲覧等

(1) 設計図書は、下記により閲覧に供する。

ア 期間 平成24年11月13日（火）から平成24年12月7日（金）まで

イ 場所 教育委員会事務局社会教育課

(2) 仕様書等は、当該入札参加者に次のとおり引き渡す。

ア 期間 平成24年11月29日（木）から平成24年12月7日（金）まで

イ 場所 教育委員会事務局社会教育課

7 設計図書等に対する質問

設計図書等に対する質問は次のとおり行う。

ア 受付期間 平成24年12月7日（金）の午後3時までとする。

イ 提出方法 郵送可 提出様式は特に指定はしない。

ウ 提出場所 犬上郡豊郷町四十九院1252 豊栄のさと
豊郷町教育委員会事務局社会教育課 電話 0749-35-8010

エ 回 答 質問に対する回答は、平成24年12月11日（火）の午前10時より
各入札参加者にFAXにて回答する。

8 契約条項を示す場所

教育委員会事務局社会教育課において縦覧する。

9 現地説明

現地説明は行わない。

10 入札執行の日時、場所および入札の方法

- (1) 日時 平成24年12月14日(金) 午前9時00分
場所 豊郷町役場別館3階会議室

(2) 方法等

ア 郵送または電送による入札は認めない。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数が出たときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額とするので、入札者は消費税および地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること（入札書記載金額は消費税および地方消費税を除く。）。

ウ 入札書は封筒に入れて入札する必要はない。

エ 入札執行回数は1回とする。

11 入札保証金および契約保証金

(1) 入札保証金

免除する。

(2) 契約保証金

落札価格の10%以上を納付すること。ただし、落札価格の10%以上に相当する利付国債の提供、保証事業会社または金融機関の保証をもって納付に代えることができる。また、落札価格の10%以上に相当する債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結もしくは債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証を付した場合は、契約保証金の納付を免除する。

12 最低制限価格

(1) 最低制限価格を設ける。

(2) 変動型最低制限価格制度適用の有無 適用しない。

13 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で有効な入札のうち、最低制限価格以上の最低の価格で入札した者を落札者とする。

14 契約書

(1) 契約書作成の要否 要

15 支払条件等

(1) 前金払

保証事業会社の保証があったときは、前払をする。

(2) 中間前金払

中間前金払を行う。

(3) 部分払

部分払は、行わない。

15 無効入札

- (1) 本公告に示した競争入札において、虚偽の記載を行った者および入札時点において「2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項」に掲げる資格のない者のした入札
- (2) 入札参加の資格のない者のした入札
- (3) 委任状を提出しない代理人のした入札
- (4) 入札者またはその代理人が同一事項の入札に対し、2以上の意志表示した入札
- (5) 談合、その他不正の行為があったと認められる入札
- (6) 入札保証金を必要とする入札で入札保証金を納めない者または不足した入札
- (7) 入札書（積算内訳書を含む。）記載の金額、氏名、押印、その他入札要件の記載が確認できない入札
- (8) 入札書記載の金額を加除訂正した入札
- (9) その他入札に関する条件に違反した入札

16 その他

- (1) 技術資料に虚偽の記載をした者は、入札参加停止基準に基づく入札参加停止を行うことがある。
- (2) 設計書、図面および仕様書を熟知し、入札期日の前日までに質疑等の確認をしておくこと。
- (3) 入札当日は、指定様式による積算内訳書を必ず提出すること。なお、落札候補者の積算内訳書が、次に掲げる事項に該当した場合、当該入札は無効とする（提出された積算内訳書は開示することがある。）。
ア 計算誤り、または積算内訳書の合計金額（消費税および地方消費税を除く。）と入札書に記載された入札金額との相違
- (4) 落札者は、落札決定の通知を受けたときは、10(2)に記載した履行保証措置を講じた上、10日以内に契約書を契約担当者に提出しなければならない。なお、10日以内に提出できないときは、契約の相手方となる資格を失う。
- (5) この入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (6) 「豊郷町の発注する建設工事等における暴力団員等による不当介入の排除に関する合意書」に基づき、本工事の施行等において暴力団員等から不当介入を受けた場合は、滋賀県彦根警察署刑事第2課（0749-27-0110）および豊郷町総務企画課契約担当（0749-35-8112）へ通報し、警察署が行う調査に協力するものとする。通報に際しては、別紙様式第1号に必要事項を記入し、下記へFAXにて送信するものとする。
FAX送付先 滋賀県彦根警察署 0749-27-0130
豊郷町総務企画課 0749-35-4575
- (7) 上記に定めるもののほか、必要事項は地方自治法および同法施行令ならびに豊郷町財務規則および豊郷町建設工事執行規則の定めによる。

不当介入 〔 不当要求
業務妨害 〕 事案通報書

滋賀県彦根警察署 様
豊 郷 町 長 様

通報者

		取扱署等	滋賀県彦根警察署 課
請負者	所在地	(本社)	電 話 () - F A X () -
		(現場事務所)	電 話 () - F A X () -
		名 称	
		代表者	(現場事務所の代表者)
	通報者等	(通報者の職・氏名)	電 話 () -
		(対応者)	電 話 () -
		所属会社名	
		氏 名	
不当介入の 行為者	住 所	電 話 () - F A X () -	
	所 属		
	役 職		
	氏 名		
発生日時・ 場所	年 月 日 時 分頃		
	〔 元請・下請け 〕 (下請の場合は、現場事務所の所在地)	電 話 () - F A X () -	
工事件名			
不当介入の 内容・被害 の状況			
警察への 通報の状況	(警察への通報)		

注 1 第一報は、この様式に必要な事項を記入したうえ、滋賀県彦根警察署刑事第二課あて電話で行った後、その旨を「警察への通報の状況」の欄に記入して豊郷町および滋賀県彦根警察署あて送付（電子メール・FAX可）すること。

2 不当介入の行為者の名刺、提示物の参考資料がある場合は、その写しを添付すること。

3 下請負先（再委託先）において発生した場合であっても、必ず元請負人（受注者）が聞き取り調査をして記入し、通報すること。

4 の欄は、警察署において記入すること。